

諫早市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、隨時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年2月16日

諫早市監査委員 谷 口 啓  
諫早市監査委員 森 口 恭 子  
諫早市監査委員 島 田 和 憲

## 令和3年度普通財産実地監査（随時監査）結果報告

### 1 監査の対象

普通財産：土地（所管課：契約管財課）

No.	所在地	地積 (m <sup>2</sup> )	地目
1	諫早市小船越町 1033-11	207.91	宅地
2	諫早市多良見町佐瀬 1787-91 の一部	296.43 /957.00	宅地

2 監査の実施日 令和3年11月10日（水）

### 3 監査の方法

諫早市普通財産実地監査実施要項に基づき、普通財産の中から監査の対象を選定し、選定地に関する地番図及び登記簿等の関係書類の提出を求め、また、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、普通財産の適正な管理及び効率的な運用が行われているか実地監査を行った。

### 4 監査の着眼点

- ① 財産は財産台帳と合致しているか
- ② 遊休地は適切に管理されているか
- ③ 遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか
- ④ 不法占拠されているものはないか
- ⑤ 財産は効率的に運用されているか
- ⑥ 貸付の有償無償の判断は適切か
- ⑦ 違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はないか
- ⑧ その他、必要に応じて監査委員が認める項目

### 5 監査の結果

監査を実施した結果、普通財産の管理及び運用を改善する必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。

#### ○ 普通財産の管理及び運用について改善を求めるもの

##### 【指導事項】

市有地に物置が無許可で設置されている事例、自動販売機が無許可で設置されている事例が見受けられた。

については、普通財産の適切な管理を行うとともに、貸付または売扱いについて検討されたい。